

大阪市住吉区役所と株式会社ジェイコムウエスト大阪局との包括連携に関する協定書

大阪市住吉区役所（以下、「甲」という。）と株式会社ジェイコムウエスト大阪局（以下、「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の魅力の発信や住吉区の活性化を推進するため、本協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 住吉区の魅力の情報発信に関すること
 - (2) 住吉区内外の交流促進に関すること
 - (3) 地域活性化の支援に関すること
 - (4) 防災・減災及び災害対応に関すること
 - (5) その他目的達成のため必要な事項に関すること
- 2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定で知り得た情報又は個人のプライバシーに関する事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和4年3月14日

甲 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
住吉区長

平澤 知子

乙 大阪市天王寺区北河堀町1番21号 北河堀ビル3階
株式会社ジェイコムウエスト大阪局
局長

成島 研一